

芸予地震による被害に関する救援制度について

芸予地震で被害を受けた町民のみなさんへ

地震により被害を受けられた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。地震による被害について、主に次のような救援制度がありますので、利用についてお気軽にご相談ください。

ので、水道課へ申し出て下さい。

問合せ先 水道課 820 5610

「心のケア相談窓口」の開設

被災してお困りの障害者やひとり暮らしの高齢者の方を対象にした、精神的な支援や心のケアのための相談窓口を設置しています。

受付期間 当分の間  
(午前9時～午後5時)  
問合せ先 福祉課 820 5605

国民年金保険料

大きな被害を受けた方は、保険料が免除されることがあります。り災証明の添付が必要です。

問合せ先 住民課 820 5604

中小企業の復旧資金

店舗、機械設備、商品などの被害を受けた方に災害貸付制度があります。

貸付限度額・申込み先 3千万円・商工会(国民生活金融公庫)  
7千5百万円・銀行、県信(中小企業金融公庫)  
1億5千万円・中小企業金融公庫広島支店

災害援護資金の貸付

世帯主の負傷や、住居家財に被害を受けた方は、災害援護資金の貸付制度があります。

対象 世帯主が1ヶ月以上  
据置期間2年以内)  
問合せ先 商工会 854 0216

貸付金の利子補助

金融機関から復旧資金の貸付を受けた場合、その利子を補助します。

住宅金融公庫の 災害復旧資金の場合 貸付に係る利子については熊野町及び広島県で補助します。その他金融機関を 利用する場合 借入額のうち、50万円以内の部分については、利子の一部(1.6%)を補助します。

熊野町指定金融機関を

利用する場合 広島県信用組合と安芸農業協同組合の熊野町内の各支店から、50万円の災害貸付については、金利1.6%(利子は町で補助)とする申し出がありました。

、の利子の補助制度を併用することはできません。

問合せ先 都市整備課 820 5608  
り(被)災証明書の発行 り災証明書が必要な方は、

被災状況が確認できる写真があれば持参してください。(必要に応じ現地調査を行います。)

証明手数料 1通300円  
問合せ先 総務課 820 5601

災害相談窓口の開設

災害に関するいろいろな相談に応じるため、窓口を設置しています。

相談窓口 生活環境課 820 5606

防水シート

現在、貸し出し中の防水シートについては、長期間の貸し出しも予想されるため、返される必要はありません。

問合せ先 生活環境課 820 5606

がれきなどの処理

地震で壊れた瓦、ブロック、レンガ、土砂については、皇帝ハイツ入り口手前空き地を仮置場としています。

搬入にあたっては、現地係員の指示に従ってください。

地震による道路、河川、水路、ため池等の被災

搬入できる時間は午前9時～午後5時です。なお、搬入にあたっては、事前に問い合わせをしてください。

問合せ先 建設課 820 5607

町税の減免

被災により著しく固定資産の価値を減じたような場合、(例えば、屋根瓦のすべてが落ちるなど屋根としての効用を果たせない状況に加え、外壁全体に大きな亀裂が入った等)お申し出があれば調査いたします。

問合せ先 建設課 820 5607

水道料金の減免

地震による漏水があった場合は、水道料金を減額します

問合せ先 水道課 820 5603

住宅金融公庫からのお知らせ

芸予地震により住宅に被害を受けた方を対象に、災害復興住宅融資の募集の受付をしています。

融資については、「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関または住宅金融公庫中国支店へご相談ください。

問合せ先 住宅金融公庫中国支店 0120 105 436

世帯主の負傷や、住居家財に被害を受けた方は、災害援護資金の貸付制度があります。

対象 世帯主が1ヶ月以上

## 平本芳之町長が 再選されました

任期満了に伴う熊野町長選挙は、4月3日に立候補の受付が行われた結果、平本候補の他に立候補の届出がなかったため、無投票当選が決まりました。

平本町長は再選後の4月9日に初登庁し、県道矢野安浦線の整備・下水道などの基盤整備、高齢者にやさしい福祉の充実、地域・学校が一体となった教育の充実、産業の振興の4本柱を公約として、町政を推進するとあいさつしました。



旧庁舎玄関前であいさつする  
平本町長

## 5月から新庁舎で業務を行います

### 新庁舎竣工ごあいさつ

熊野町長 平本 芳之

新世紀を迎え、長年の念願でありました役場新庁舎がこの度完成いたしました。これも偏に、町民の皆様、町議会のご理解・ご協力をはじめ、工事関係者の誠実な施工の賜物と衷心より厚くお礼申し上げます。

旧庁舎では、昭和40年代からの急速な都市化に伴う行政需要の増大のため、事務室等が手狭となり、旧庁舎以外の建物に業務が分散し、町民の皆様には何かと不便、ご迷惑をおかけしました。

この度完成いたしました庁舎は、「町民に開かれた庁舎」、「親しみやすく、集いやすい庁舎」を基本コンセプトとして設計し、住民の皆様とともに歩む町政のシンボルとして建設いたしました。

今後は、この庁舎が町民の皆様とともに新たなまちづくりを進める拠点となります。また、新庁舎の完成を契機として、職員一同、気持ちを新たに、より一層の住民サービス、福祉の向上に努めて参ります。今後とも皆様のご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成十三年五月

平日夜間・土・日・祝日

## 庁舎を憩いの 広場として ご利用ください

親しみやすく開かれた庁舎として、高齢者やお子様連れの主婦の方も安心してご利用できる憩いや語らいのスペース、1階エントランスの「町民サロン・ギャラリー」と2階「情報コーナー」を平日夜

間と土曜日、日曜日、祝日の次の時間に開放します。  
喫茶コーナーも営業しており、5月は、ギャラリーに「絵てがみ展」を開催します。さまざまな町民活動の拠点として幅広くご利用ください。

開放時間  
・平日の夜間  
午後5時15分～午後8時  
・土曜日・日曜日・祝日  
午前9時～午後6時  
問合せ先  
総務課（820 5601）

はじまります。

平日夜間・土・日・祝日

### 住民票の 電話予約受取制度

5月から住民票や印鑑証明書などが電話予約で受け取れます。

#### 電話予約の方法

平日の夜間受け取りを希望される場合は当日の午後4時半までにお申し込みください。

土曜日、日曜日、祝日の受け取りを希望される場合は、休日の前日の午前8時半から午後4時半までにお申し込みください。

受け取り時間  
・平日の夜間  
午後5時15分～午後8時  
・土曜日・日曜日・祝日  
午前9時～午後6時

受け取り場所  
役場当直室

電話予約で受け取れるもの

・住民票の写し

・戸籍附票の写し

・外国人登録原票記載事項証明書

・身分証明書

・手数料 1通につき300円

予約・問合せ先

住民課住民係

820 5604

#### 【ご注意ください】

5月から電話番号が各担当課直通方式にかわり、お問い合わせをされる場合は、担当課の電話番号を直接ダイヤルしてください。電話番号は15ページに掲載されています。